

2026 年 10 月 5 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ォ ー サ イ ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 大 島 正 人
(東証スタンダード・コード 2330)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 大 島 崇
電 話 0 3 - 6 2 6 2 - 1 0 5 6

当社連結子会社に対する訴訟の提起（訴状受領）に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社 AI Tech Solutions（以下「AI Tech 社」といいます。）は、AICE 株式会社（以下「AICE 社」といいます。）から訴訟の提起を受け、2026 年 10 月 2 日に訴状の送達を受けました。

本件は、東京証券取引所の定める適時開示基準には該当しません。しかし、当社は 2024 年 2 月 1 日付「当社子会社による AICE 株式会社との業務提携に関するお知らせ」において、AICE 社との業務提携についてお知らせしております。この経緯を踏まえ、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の概要

（1）訴訟の提起があった裁判所及び年月日

裁判所	東京地方裁判所
訴訟提起日	2026 年 8 月 31 日
訴状送達日	2026 年 10 月 2 日

（2）訴訟を提起した者

名称	AICE 株式会社
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号
代表者	代表取締役 佐藤匠

（3）訴訟の内容及び請求金額

原告は、AI Tech 社との間で物流マッチングプラットフォームのシステム開発に係る開発委託契約が成立していたとして、同契約に基づく報酬として金 13,282,500 円及び遅延損害金の支払いを求めています。また、予備的に、契約締結上の過失を理由とする損害賠償として、金 9,173,774 円及び遅延損害金の支払いを求めています。

（4）訴訟の提起に至った経緯

AI Tech 社は、2024 年 10 月、原告との間で上記システム開発に係る要件定義業務（詳細な要件定義書の作成等）の委託契約を締結し、同契約に基づく委託料を支払い済みです。その後、要件定義以降の開発工程の委託について原告と協議を行いましたが、機能要件や開発費用等の条件について合意に至らず、開発委託契約の締結には至りませんでした。

2026 年 2 月以降、原告代理人から業務委託料の支払いを求められましたが、顧問弁護士と相談のうえ、AI Tech 社は契約が成立しておらず支払義務はない旨を回答しておりました。その中で、今般本訴訟が提起されたものです。

(5) AI Tech 社の概要

名称	株式会社 AI Tech Solutions
所在地	東京都中央区日本橋室町 3 丁目 3 番 1 号
代表者	代表取締役 大島正人
主な事業内容	AI を活用した事業効率化ツールの開発等
資本金	30,000,000 円

(6) AICE 社との業務提携の状況

AI Tech 社は、2024 年 2 月 16 日の設立に際し、原告と業務提携契約を締結するとともに、同社代表取締役の佐藤匠氏を AI Tech 社の取締役を迎えましたが、同氏は 2025 年 9 月 5 日付で AI Tech 社の取締役を辞任しております。また、前記(4)のとおり物流マッチングプラットフォームのシステム開発委託契約の締結には至らず、現在同社との協業プロジェクトは実施しておりません。

同社との業務提携契約は現時点で存続しておりますが、本訴訟の提起を受け、今後の提携関係の取り扱いについて検討しております。決定した場合には速やかにお知らせいたします。

2. 今後の見通し

AI Tech 社は、原告の請求には理由がないものと考えており、訴訟において正当性を主張してまいります。本件が当社の連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおりますが、今後、開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

以上